平成２４年（フ）第１４号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目14番２―405号
債務者　堀田　孝志
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２２号
広島県尾道市西藤町440番地２
債務者　枝本　雅美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県松山市水泥町1004番地
債務者　正岡　久人
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
愛媛県松山市水泥町1004番地
債務者　正岡　祥子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
愛媛県松山市衣山５丁目807番地19
債務者　日野　玉男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
愛媛県松山市畑寺３丁目２番26号
債務者　田中　龍一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
愛媛県松山市南斎院町263番地１　コーポ雅401号
債務者　鈴木　庸子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
宮崎市大字小松847番地９
債務者　島藤　憲幸
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９号
宮崎県都城市山田町山田2254番地18
債務者　藤岡三七子（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５５号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅７―304号
債務者　大友マリ子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６号
秋田市保戸野鉄砲町９番26号　レオパレス保戸野102号
債務者　佐藤　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
長野市三輪９丁目34番10―104号、前住所長野市大字稲葉2615番地
債務者　小林　　栄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９１号
京都市西京区松尾東ノ口町６番地７
債務者　松本　清子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
京都市山科区大宅神納町140番地　フォーシーズンズ202号
債務者　原田　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅12―704
債務者　穂積　直哉
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地３棟405号
債務者　金村　英雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
高知県須崎市山手町19番１号
債務者　清水眞理子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１８号
福岡県飯塚市西町７番41号　レジデンス三木306、前住所福岡県飯塚市吉北4213番地75
債務者　塚本　　進
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部